



2009 年個人所得税確定申告に関する Official Letter 451/TCT-TNCN

2010年2月9日付けTax Alertの中でも取り上げたCircular 20/2010/TT-BTCIに続き、税務局は2010年2月8日に発行したOfficial Letter 451/TCT-TNCNを通じて2009年個人所得税確定申告に関する最新のガイダンスを公表しました。

I. 個人所得税確定申告の対象者は？

確定申告義務のある納税者には以下が含まれます。

- ▶ 所得支給者(団体・個人を含む)
- ▶ 勤労所得(給与・賃金)および事業所得を得ている居住者(個人)のうち、未納の税金がある納税者。
- ▶ 税金還付または過払い税の来期への繰越を求めている個人。

II. 勤労所得(給与・賃金)の個人所得税確定申告

1. 2009年確定申告の対象外となる所得

- ▶ 2008年以前の所得。ただし、税金免除期間内(2009年1月～2009年6月)に支給されたもの。
- ▶ 2009年1月～2009年6月の給与に相当する所得。ただし、2009年12月31日以前に支給されたもの。
- ▶ 2009年1月～2009年6月に発生した月次賞与と四半期賞与。ただし、2009年12月31日以前に支給されたもの。
- ▶ その他の現金・現物給付。ただし、2009年1月～2009年6月に支給されたもの。

2. 2009年確定申告の対象となる所得

- ▶ 2008年以前の所得。ただし、2009年6月30日を過ぎてから支給されたもの。
- ▶ 2009年7月～2009年12月の勤労所得(給与・賃金)。

- ▶ その他の現金・現物給付。ただし、2009年7月～2009年12月に支給されたもの。

3. その他特筆すべき点

- ▶ 出勤・帰宅用として車両を与えられた個人はこうしたサービスを個人所得税の計算に含める必要があります。その計算根拠となるのは車両の使用時間と燃料消費量です。しかし、こうした給付の申告を管理するにあたっては困難に直面すると予想されます。
- ▶ 職場に居住する個人に関しては、実際の使用面積に基づいて計算した減価償却費が課税住宅給付となります。
- ▶ 企業の固定費の一部については、法人所得税法に定める上限に基づいて非課税所得を決定します(制服代、食事手当等)。

法人所得税法に定めのない場合、取締役会または社員総会の決議に基づいて非課税固定費を決定します。そのため、電話や文房具といった一部の費用は個人所得税の申告にあたって伝票の裏づけを要しないとの解釈も成り立ちます。しかし、法人所得税の計算に際しては、こうした固定費が正当な損金算入可能費用とみなされるかどうかは議論の余地があります。

- ▶ 控除(基礎控除、扶養控除、強制保険拠出、贈与等)は2009年下半年期についてのみ考慮に入れます。
- ▶ 2010年3月31日の前に支給された2009年の賞与は税金の50%減免を受けられます。残りの50%は2010年個人所得税確定申告に含めます。



III. 資本投資、資本移転、ロイヤルティ、フランチャイズから得た所得

- ▶ こうした種類の所得は以下に該当する場合に個人所得税を免除されます。
 - ▶ 2009年の所得。ただし、2010年7月1日以前に受け取ったもの。
 - ▶ 2008年の所得。ただし、2009年に受け取ったもの。
- ▶ 2009年に前払いを受けた2010年以後の所得は2009年の課税所得とみなされます。

IV. 個人所得税確定申告書と行政手続き

- ▶ Official Letter 451によると、2010年2月5日付けCircular 20/2010/TT-BTCとともに発行された修正様式を2009年確定申告に使用します。
- ▶ このOfficial Letterでは、特定の納税者を対象とした2009年確定申告の必要書類についても詳細に規定しています。
- ▶ 従業員が事業主による確定申告代行を許諾している場合、専ら一ヶ所から勤労所得を得ている個人は税務当局への直接提出方式による確定申告提出を要しないことを、Official Letter 451は確認しています。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000041SS

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn